# 居宅介護支援　　重要事項説明書

## 1．事業者

（1）　事業所名　　ゆうゆう株式会社

（2）　事業所所在地　　〒779-3620 徳島県美馬市脇町野村 4638-1

（3）　電話番号　　0883-53-8010

（4）　代表者氏名　　田野　真理子

（5）　開設年月　　平成２４年７月開設

## ２．事業所の概要

（1）事業所の種類　　指定居宅介護支援事業所

徳島県指定事業所　3670500473 号

（2）事業所の目的　　介護保険法令に従い、ご利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、居宅サービス計画の作成および居宅サービスの提供が確保されるよう支援する。

（3）事業所の 名称　　ケアステーション　ココロ

（4）事業所の 所在地　　〒779-3620 徳島県美馬市脇町野村 4638-1

（5）電話番号　　0883-53-8010　　FAX　0883-53-8028

（6）開設年月　　平成２８年２月

（7）管理者氏名　　西浦　達也

## ３．営業日、営業時間および実施地域

月曜日～金曜日　　８：３０～１７：３０

**実施地域**　　美馬市・美馬郡（左記以外でもご希望の方はご相談受け付けます。）

## ４．職員体制

| | 常勤 | 常勤兼務 | 非常勤 |
|---|---|---|---|
| 管　理　者 | | １名 | |
| 介護支援専門員 | ２名 | | |

## ５．サービス内容

### （１）　居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

①利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って居宅サービス計画を作成します。

②居宅サービス計画作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族等に対して提供して、サービスの選択を求めます。居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

③サービス内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、ご希望、要介護度から参考となるケアプランの見積もり（例）を作成します。

④利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療、福祉、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含め居宅サービス計画上に位置付けるように努めます。

### （２）　利用者の状況把握

①利用者の状況が変化した時には、サービス提供前に居宅サービス計画原案を提案し、内容および負担額を説明します。

②利用者が居宅サービス計画の変更を希望された場合または変更が必要と判断した場合はご利用者との合意をもって計画を変更します。

### （３）　居宅サービス事業者との連絡調整

居宅サービス計画に沿ってサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。

### （４）　サービス実施状況の把握、評価

①居宅サービス計画の実施状況の把握にあたり、独断の事情がない限り、少なくとも１ヶ月に１回は訪問し経過の把握に努めます。

②利用者が病院または診療所に入院する場合、利用者の居宅での日常生活上の能力や利用していた介護保険サービス等の情報を入院先医療機関と共有し、退院支援及び退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するために、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう利用者またはその家族に対し協力を求めます。

### （５）　要介護等認定の申請代行等

①要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。また、利用者の希望により、申請の代行を行います。

②利用者が介護保険施設等へ入院、入所をご希望された場合は、紹介その他の支援をします。

### （６）　給付管理業務

介護給付費等の請求事務を行います。

### （７）　利用料および交通費

①要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は１ヶ月につき介護度に応じて下記の利用料をお支払いただきます。

| | 要介護１．２ | 要介護３．４．５ |
|---|---|---|
| 居宅介護支援費（１） | １０，８６０円／月 | １４，１１０円／月 |

②当事業所では、介護人材の確保・定着およびサービスの質の向上を目的として、厚生労働省が定める

「介護職員等処遇改善加算」を算定しており、上記、居宅介護支援費に対し介護職員等処遇改善加算Ⅳ（2.1%）が加算されます。

③利用料のお支払いは、振込方式、口座自動振替方式、持参方式いずれかでお支払いただきます。

④事業実施地域外にお住いの方は、交通費実費が必要になります。

**（８）　秘密の保持および個人情報保護**

①介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしません。

②個人情報の利用については、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとします。

③個人情報保護法を遵守し、個人情報使用にご契約者の同意を得て誠実に対応します。

**（９）　利用者の人権擁護・虐待防止・身体拘束の適正化**

①利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために必要な措置を講じます。

②利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

③成年後見制度の利用を支援します。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

**（１０）事故発生時の対応**

サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じ、損害賠償を行います。

**（１１）担当の介護支援専門員**

利用者の担当する介護支援専門員は、　西浦　達也　ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡いたします。

## ６．苦情および相談窓口

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談、苦情に対応する窓口を設置します。必要に応じ、訪問を実施し事情の確認を行い、把握した状況から今後の対応を検討します。また、市町村が行う調査に協力し、迅速かつ適切に対応します。

**事業所窓口**

○受付　　電話番号　　０８８３－５３－８０１０

ゆうゆう株式会社　　南　正幸

○時間　　月曜日から金曜日

午前９時から午後４時３０分まで

**行政窓口**

□美馬市　長寿・障がい福祉課　　０８８３－５２－５６０５

□つるぎ町　長寿介護課　　０８８３－６２－３１１１

□阿波市　福祉介護課　　０８８３－３６－８７００

□みよし広域連合　介護保険センター　０８８３－７６－００３０

□徳島市役所　保健福祉課　長寿いきがい課　　０８８－６２１－２１６８

□徳島県国民健康保険団体連合会　　０８８－６６６－０１１７

## ７．質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

①前６ケ月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合。

②前６ケ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合。

※別紙　サービス種別利用状況割合表

③利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する様求める事ができること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。

## ８．主治医及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治医又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為に疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

そのために、入院・受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きます様お願い致します。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

## ９．第三者評価の実施状況

介護サービス第三者評価の実施状況　　実施の有無：無

私は、本書面に基づいて　ゆうゆう株式会社　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　から上記重要事項の説明を受け、指定居宅支援サービスの提供に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞